

東京・ 地区 支部

今田 真人 様

2014年11月11日

日本共産党中央委員会書記局



前 略

書記局からあなたにあてた連絡（10月18日付）をあなたに伝達した 地区委員長から、あなたがこの連絡で伝えられた書記局の要請（書記局員との会合）に応じるつもりがないようだとの報告を受けました。事実、書記局にはその後あなたからの連絡はありません。心配しつつ、再度この連絡を届けることにします。

18日付の連絡文書は、東京都委員会、 地区委員会を通し、またあなたの所属支部の支部長にも連絡したうえで届けた、文字通り正規のものです。地区委員長によれば、書記局が求めているこの会合についてあなたは、“トイレにも行かせない取り調べ”“除名するつもり”などと心配しているようです。

しかし、会合の内容は、連絡文書に明記した通りであり、それ以上でも以下でもありません。会合の目的は、あなたがツイッター上で発信している「吉田証言」問題にかかわるさまざまな発言について「あなたの言い分も聞きつつ、中央委員会としていうべきことを言う」というものです。会合への参加者は書記局から2人とあなた、そしてあなたが希望するならあなたの所属支部の支部長も参加できます。

あなたはまた、「吉田証言」と「しんぶん赤旗」記者当時のあなたとの関係、それをめぐるあなたと編集局との間でのやり取りなどを、書記局は知らないのではないかと心配しているようですが、あなたとの会合への参加者の一人は、連絡に明記している通り「編集局担当書記局員」です。これまでの経緯も全部承知したうえで、あなたと話し合おうとしているのです。

あなたは、党員が党員であることを名乗らずにツイッター上などで党を批判することは自由であるという、党規約の解釈を示しています。そういう解釈でいくと、党員は「自分が党員である」ということさえ秘せば、本名でも仮名でも、ネット上など一般国民にオープンな場で党の政策・方針などについて質問も批判も、攻撃さえも、自由にできるということになります。

党員は、党の綱領と規約を自由意思で承認して入党します。社会変革をめざす党の基本方向や変革の党・行動の党としての党のあり方・基本ルールを、理解の程度に違いがあっ

でも承認して入党しています。そういう党員が、党の活動や方針などに疑問や批判が生じた場合、その解決を図る場が党内であると考えるのは当然のことです。一般国民を装って党への質問、批判などを公然と展開しても、問題の解決などにはならないからです。党規約の文面は、そういう理解にそってつくられており、全国の圧倒的多数の党員も、そのように受け止めており、全党の活動は、党規約のそのような解釈の上に立ってすすめられています。

いうまでもないことですが、日本国憲法二一条は、言論の自由とならんで結社の自由を定めています。結社の自由とは、個々人にとってみれば、加入するかしないかの自由、結社の一員であり続けるか脱退するかを自由をふくんでいます。自由な意思で加わった結社の目的や内規が自由への拘束と感ずるようになった場合、成員には脱退する自由があります。結社の側は内規に従えない成員を脱退させることができます。日本共産党の規約も、「離党」の自由を認め、また党の側からの「除籍」という措置を定めています。

いずれにせよ、こうした問題でもあなたの言い分を聞き、当方の意見ものべたいと思います。

10月18日付の連絡での書記局からの要請を、あらためて検討し、連絡してください。あなたが、あなた流の規約解釈にもとづく「実践」を続けながら、この要請を拒否するといふのであれば、あなたの党員資格にもかかわる問題になります。ご返事をお待ちしています。

敬 具

※この文書のコピーを都委員会・地区委員会・支部の指導部にも送付します。